

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐる

植 木 久 行

一、序に代えて

長江下流域の南岸、江西省九江市の南十數キロに横たわる廬山は、九〇餘の連峰が楕圓形を呈しながら、西南から東北方向に約二九キロ連なる山なみである。北に長江、東に鄱陽湖をひかえる中國屈指の景勝地であり、主峰の漢陽峰（一四七三メートル）をはじめ、五老峰・香爐峰など、幾多の奇峰がそそりたち、美しい瀑布が到る處で流れ落ちていた。

廬山は、神聖な名山「五岳」中には入らないが、東晉の高僧慧遠（三三四～四一六）が住した東林寺が太元九年（三八四）、その西北麓に建立されて以降、豊かな歴史と文化を形成してきた。東晉の隱逸詩人・陶淵明（三六五～四二七）も定住者として、廬山を南望しつつ人生のあり方を自問して農耕生活を送った。南朝宋の大明五年（四六一）には、著名な道士・陸修靜（四〇六～四七七）の住する太虛觀（後の簡寂觀）が東南麓に建

てられ、廬山は佛教・道教の聖地となる。

廬山を詠む本格的な詩は、「崇岳（崇い岳）⁽¹⁾ 清氣（清らかな雲氣）を吐き、幽岫（幽いほら穴） 神跡（神仙の足跡）を棲む」で始まる、慧遠の五言古詩「廬山に遊ぶ」（全一四句、別題「廬山東林雜詩」）以降のことと考えられ、廬山は南朝期最大の詩跡（歴代の詩人たちに詠みつがれて著名になり、詩心に點火して作品へと結晶させる力をたたえた名所）となる。唐代は、李白・孟浩然・韋應物・白居易・徐凝・貫休・齊己らの名詩によって、詩跡・廬山が花開いた時代である。宋代以後も廬山詩は繼續的に作られ、中國を代表する詩跡の一つに成長した。⁽²⁾

この詩跡・廬山を具體的に例證した、現存最初の著作が、北宋の陳舜俞撰『廬山記』五卷八篇本である。この『廬山記』は、撰者の陳舜俞自身が、廬山を愛してその南麓に隱棲して二〇年になる劉渙とともに寺觀・舊跡・名勝を遊覽・調査した後、古今の諸資料（地志・雜錄・碑文）や劉渙の記録等を参照して

編纂した、廬山の地理・文化の遊覧案内書（山岳地志）である。

わが国立公文書館（舊・内閣文庫）には、南宋初期に刊行された海内の孤本、陳舜俞撰『廬山記』五卷八篇の完本が傳存する。落丁・亂丁がなく、文字の脱落（脱字）や誤字も少ない、『廬山記』最良のテキストとして、逸詩・逸句の収集・校訂にも利用されてきた。清代以降の中國では、前三篇（總敘山篇第一（卷一）・敘山北篇第二（卷二）・敘山南篇第三（卷三））のみの三卷三篇本（四庫全書・守山閣叢書）が傳わるだけであり、「山行易覽篇第四」以下の五篇と「簡便な廬山遊覽ルート圖」（俯視之圖）をあわせた、書物全體の半分強に當たる分量を缺いていた。

この国立公文書館所蔵の『廬山記』五卷本は、貴重な完本として重要文化財に指定され、影印本もかつて刊行された（一九五七年）。現在は、同館のホームページからダウンロードして、自由に参照・利用できる。わが江戸時代の元禄十年（二六九七）には、訓点を付した『廬山記』五卷八篇の整版本も刊行されたが、所收の圖（「俯視之圖」一葉を缺き、代わりに「廬山十八賢圖」八葉を収める）が異なるほか、譌脱が多く、テキストとしてはかなり劣っている（ただし、その訓点は参考になる）。現在、國立國會圖書館所蔵元禄刊本が、インターネット上で公開されている。

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）

二、『廬山記』誕生の経緯

撰者の陳舜俞（字令舉、一〇二六—一〇七六）は、湖州烏程（現・浙江省湖州市）の人、『廬山記』の署名等によれば、嘉禾（秀州（現・浙江省嘉興市）の別名）の人である。天聖四年（一〇二六）に生まれ、慶曆六年（一〇四六）進士科に、嘉祐四年（一〇五九）制科に及第。熙寧三年（一〇七〇）、山陰縣（現・浙江省紹興市）の知事となったが、上書して青苗法（新法の一）の施行に反対し、その罪を問われて廬山の南を管轄する南康軍（現・江西省九江市廬山市（舊・星子縣）鹽酒稅の監督官に左遷され、五年後の熙寧九年（一〇七六）に没した⁽⁴⁾。享年は五一歳。『廬山記』卷一、敘山北篇の、

予熙寧四年九月、與數道人飯于峯頂、由香積路策杖而下。
 （予は熙寧四年九月、數道人と峯頂〔院〕に飯し、香積〔庵〕の路に由り杖を策いて下る。）

および『宋史』卷三三一、張問傳に付す陳舜俞傳の、
 貴監南康軍鹽酒稅、五年而卒。

（責められて南康軍の鹽酒稅を監て、五年にして卒す。）
 によれば、陳舜俞は熙寧四年（一〇七一）、四六歳の時、南康軍に左遷されたのであろう。

『廬山記』誕生の経緯は、陳舜俞の二人の知人、劉渙と李常
 が書いた「廬山記序」が、ほとんど唯一の参照すべき資料であ

る。實質的な協力者であった劉渙（字凝之、一〇〇〇〜一〇一八〇）の「廬山記序」にいう、

熙寧中、會陳令舉以言事斥於是邦。山林之嗜既同、相與乘黃犢往來山間。歲月之積、遂得窮探極觀、無所不究。令舉乃探予所錄、及古今之所紀、耆舊之所傳、與夫耳目之所經見、類而次之、以爲記其詳。

（熙寧中、會あはれ陳令舉、事を言うを以て是の邦に斥けらる。山林の嗜このも既に同じく、相い與ともに黃犢こうとくに乗りて山間を往來す。歲月の積める、遂に窮め探り極め觀るを得て、究めざる所無し。令舉は乃ち予の錄する所、及び古今の紀す所、耆舊の傳つたうる所と、夫の耳目の經見せし所とを採り、類しるして之を次ついでで、以て記を爲なること其れ詳かなり。）

「予の錄する所」も用いて執筆したと述べる劉渙は、筠州（現・江西省高安市）の人。天聖八年（一〇三〇）、歐陽脩・蔡襄・石介らとともに進士科に及第。剛直で寛容さに缺けていたため、二〇年間、州縣の小官生活を送った。穎上縣（現・安徽省）の知事在任中の皇祐三年（一〇五一）、五十二歳の時、上官に逆らい、官を棄てて廬山の南（南康軍）に歸隱した。このとき、歐陽脩は有名な「廬山高、贈同年劉中允歸南康」（廬山高「新樂府題」、同年「進士」の劉中允「太子中允で致仕する劉渙」の南康「軍」に歸るに贈る）詩を作っている。劉渙は平素から「廬山の勝」を愛して山南に歸隱し、久しい遊覽を通して美

景に遇うことも多く、時に詩を詠み時に記録して、廬山記を編纂しようとしたが、その暇がなかったという（劉渙「廬山記序」）。

陳舜俞が南康軍に左遷された熙寧四年（一〇七一）當時、廬山の南における劉渙の歸隱生活は、すでに二〇年を越え、年齢は七十二歳であった。深く愛する廬山の全貌を知りつくした劉渙が高齢を厭わず、進んで踏査・遊覽する案内役に當たり、自らの所録をも喜んで提供したのである。もちろん、陳舜俞が單獨もしくは別人と廬山を遊覽することもあった。

南宋の晁公武撰『郡齋讀書志』（孫猛校證本）卷八、地里類、「廬山記五卷」の條に、

右皇朝陳令舉舜俞撰。先是、劉煥嘗爲記。令舉因而增廣之。又爲俯視圖、紀尋山先後之次云。

（右は皇朝「宋」陳令舉舜俞撰。是れより先、劉煥嘗て記を爲る。令舉因りて之を増廣す。又た俯視の圖を爲り、山を尋ぬる先後の次「順序」を紀すと云う。）

とあるのも、劉渙の貢獻度を高く評價した結果である。こうした経緯があるため、「公平に言って、『廬山記』の著作發起人は、まず劉渙であるべきだ。」という發言も生まれている（徐效綱『廬山典籍史』（江西高校出版社、二〇〇一年）の第二章第三節）。

陳舜俞から「廬山記」の出版助成を求められた李常（字公擇、一〇二七〜一〇九〇）は、この要請には應えなかったが、將來

本書が刊行される期待をこめて書いた「廬山記序」にいう。

熙寧五年（熙寧四年？）、嘉禾陳令舉舜俞、謫官山前。酷嗜遊覽、以六十日之力、盡南北・高深之勝。書行山間、援毫折簡、旁鈔四詰、小大不擇。夜則發書放之、至可傳而後已。其高下・廣狹、山石・水泉、與夫浮屠・老子之宮廟、逸人・達士之居舍、廢興・衰盛、碑刻・詩什、莫不畢載。而又作俯視之圖、紀尋山先後之次、泓泉・塊石、無使遺者。成書凡五卷。

（熙寧五年（熙寧四年？）、嘉禾の陳令舉舜俞、山前に謫官せらる。酷だ遊覽を嗜み、六十日の力を以て、南北・高深の勝を盡くす。晝は山間を行きて、毫を授り簡を折り、旁く鈔し四もに詰い、小大擇はず。夜は則ち書を發いて之を放え、傳うべきに至りて後に已む。其の高下・廣狹、山石・水泉と、夫の浮屠・老子の宮廟（佛教・道教の寺院）、逸人・達士の居舍の、廢興・衰盛、碑刻・詩什と、畢く載せざる莫し。而して又た俯視の圖を作り、山を尋ぬる先後の次を紀し、泓泉・塊石、遺らしむる者無し。書を成すこと凡て五卷。）

李常は、南康建昌（現・江西省九江市永修縣）の人。少年の時、廬山五老峰下にある白石庵の僧舍（楞伽院）で讀書する。皇祐元年（一〇四九）、二三歳のとき、進士科に及第。自ら書寫した九千餘卷を僧室に留め置き、李氏山房と名づけた。江州判官・宣州觀察推官等を經て、神宗の熙寧元年（一〇六八）、

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）

秘閣校理となる。青苗法に反對して滑州通判に左遷。熙寧七年（一〇七四）、湖州太守となり、熙寧九年（一〇七六）、齊州太守に轉任。元豐六年（一〇八三）、召されて太常少卿となり、禮部侍郎に遷る。哲宗の元祐元年（一〇八六）、吏部侍郎となり、戸部尚書に進む。元祐五年（一〇九〇）、成都知府に赴任する途中、急死した。享年は六四歳（『宋史』卷三四四、李常傳等）。當時の文豪・蘇軾との親密な交遊で知られる。

李常の序には、實質的な協力者・劉渙の存在に全く言及せず、陳舜俞自身の著作努力のみを記すが、陳舜俞の南康軍左遷後、二年目にあたる熙寧五年（一〇七二）の後半期、『廬山記』が完成したらしい。岩間湛良「廬山記解題」には、序中の「熙寧五年」の語に關して、「謫官の年としてよりもむしろ本書中の諸記事と考へて見て本書の成れる年と見るに至當とする。」と述べるが、この指摘は穩當であろう。

『廬山記』卷一、敘山北篇第二に、

予嘗九月遊二林。秋暑未可以却扇。明日至大林、流泉成凝冰矣。又嘗三月遊焉。桃梨飄零、牡丹微開。與白公所見者略同矣。

（予嘗て九月 二林（東林寺・西林寺）に遊ぶ。秋暑 未だ以て扇を却くべからず。明日 大林（寺）に至れば、流泉 凝冰を成す。又た嘗て三月に遊ぶ。桃梨飄零し、牡丹微しく開く。白公（居易）の見る所の者と略ぼ同じ。）

とあるのは、陳舜俞の遊覧が二年間にわたることを示している。前掲した『廬山記』巻一、敝山北篇の、「予熙寧四年九月、與數道人飯于峯頂、由香積路策杖而下。」(予は熙寧四年九月、數道人と峯頂〔院〕に飯し、香積〔庵〕の路に由り杖を策いて下る。)、さらには巻二、敝山南篇の、

熙寧五年夏、有客遊歸宗。歸謂予言、「今日在寺門上見金輪峰石鏡。：」。

(熙寧五年の夏、客有り歸宗〔寺〕に遊ぶ。歸りて予に謂いて言わく、「今日寺門の上に在りて金輪峰の石鏡を見たり。：」と。)も、その完成が廬山遊覧二年目に當たる、熙寧五年(一〇七二)の後半期であったことを傍證しよう。

李常の「廬山記序」は、「書を成すこと凡て五卷」と記した後、續けてこういう。

後三年、余守吳興、令舉扁舟相過、以余山前之人也、出粟見授、請鏤諸版、藏之山間。會余蒙恩移濟南、遽與之別、令舉尋復物故。

(後三年、余 吳興〔湖州〕に守たりしとき、令舉〔陳舜俞〕扁舟もて相い過り、余が山前の人なるを以て、粟〔稿本〕を出だして授けられ、諸を版に鏤み、之を山間に藏せんことを請う。會ま余 恩を蒙りて濟南〔齊州〕に移り、遽かに之と別れ、令舉 尋いで復た物故す。)

「後三年」は前掲した序の「熙寧五年」(一〇七二)を受けて

の措辭であるため、熙寧八年(一〇七五)を指す。李常は熙寧七年(一〇七四)三月、湖州太守に着任し、熙寧九年(一〇七六)三月、齊州太守に轉任する(南宋の談論『嘉泰』吳興志』巻一四、郡守題名の條)。李常は齊州太守への轉任を理由に知友の出版要請に應えず、序文だけを書いて、出版を助成する人の出現を願った。かくして陳舜俞生前における『廬山記』の上梓は遂げられなかったのである。

李常の「廬山記序」には、知友の出版助成の要請に應じなかった、辯解めいた口吻が感じられ、事實を曖昧模糊にしている可能性もある。實は李常と陳舜俞は、成書(熙寧五年)の二年後、熙寧七年(一〇七四)にも逢っている。村上哲見「六客詞本事考」によれば、熙寧七年九月、湖州(吳興、現・浙江省湖州市、太湖の南岸)の知事・李常(字公擇)は、轉任のため杭州を離れて舟で北上する蘇軾・楊繪を迎えて盛宴を張り、湖州の人、張先・陳舜俞・劉述がこれに加わった。この席上で八五歳の張先(字子野)の作った「定風波令」が「六客詞」と稱されて世に喧傳された。このことは、陳舜俞自身の「雙溪行」(雙溪は吳興〔湖州市)の苕溪・霅溪)詩の序にも、

熙寧七年九月、予遊吳興、遇致政張郎中子野、日有文酒之樂。時學士李公擇爲使君、幕客陳殿丞正臣、皆予故人。：

(熙寧七年九月、予 吳興に遊び、致政の張郎中子野に遇い、日び文酒の樂しみ有り。時に學士の李公擇は使君たり、幕客の

陳殿丞正臣は、皆な予が故人なり。…と見えている（『都官集』卷一一）。

陳舜俞自身は、『廬山記』執筆の動機について、卷二、絛山南篇第三の末尾でこういう。

余始遊廬山、問山中塔廟興廢、及水石之名、無能爲予言者。雖言之、往往襲謬失實。因取九江圖經・前人雜錄、稽諸本史、或親至其處、考驗銘誌、參訂耆老、作『廬山記』。其湮泐蕪沒、不可復知者、則闕疑焉。凡唐以前碑記、因其有歲月甲子爵里之詳、故并錄之。庶或有補史氏云。

（余始め廬山に遊んで、山中の塔廟の興廢、及び水石の名を問うに、能く予の爲に言う者無し。之を言うと雖も、往往にして謬りを襲い實を失う。因りて『九江圖經』・前人の雜錄を取り、諸を本史に稽え、或いは親ら其の處に至り、銘誌を考驗し、耆老に參訂して、『廬山記』を作る。其の湮泐〔埋もれ裂ける〕蕪沒して、復た知るべからざる者は、則ち疑しきを闕く。凡そ唐以前の碑記、其の歲月・甲子・爵里の詳有るに因り、故に并びに之を録す。庶くは或いは史氏を補うこと有らんと云う。）

文中の『九江圖經』は北宋の李宗諤撰の地志であろうか。撰者自身の「跋文」を思わせる記述が、「絛山南篇第三」の末尾に見えることは、前半部の三篇（總絛山篇・絛山北篇・絛山南篇）に、本書執筆の重點が置かれていたことを推測させる。中國で三篇のみの三卷本が流布した主因もここにあるだろう。

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）

三、『廬山記』の構成と内容

宋版『廬山記』全五卷（題簽：廬山記 仁（義・禮・智・信）八篇は、第一卷 總絛山篇第一・絛山北篇第二、第二卷 絛山南篇第三、第三卷 山行易覽篇第四・十八賢傳篇第五、第四卷 古人留題篇第六、第五卷 古碑目篇第七・古人題名篇第八から成る。

○「總絛山篇」（山を總絛する篇）：廬山に關する總論篇として、地理的位置、山名の由來、神話・傳説、行政區の變遷と分屬（山北は江州、山南は南康軍）を敘述する。特に東晉の慧遠『廬山略記』を長々と引くほか、晉宋間の張僧鑑『尋陽記』、東晉の伏滔「遊山序」、王豹之「山賦絛」、孫方「山賦」、張野「記」、さらには南朝宋の支曇詒「賦」、南朝梁の元帝蕭繹「序」などを引いて、「其餘の古今の賦詠は、備さに載すべからず。實に天下の名山なり。」という。

○「絛山北篇」（山北を絛ぶる篇）：山北とは江州の管轄下にある廬山の北麓面をいう。江州城（＝德化縣城、現・江西省九江市）の西南の門（德化門）を出て南下、延壽院・濂溪（周敦頤の隱居）を経た後、東に向かい、寶嚴禪院などを經て吳章嶺（江州・南康軍の境界）に到る。その後引き返して西に向かい、大中祥符觀（董真人（名は奉）の杏林の故地に建つという道觀）・太平觀（唐の玄宗が靈夢によって創建した道觀）を經て、

中國詩文論叢 第三十六集

太平興國寺(舊・東林寺)・乾明寺(舊・西林寺)に赴き、南下して香爐峰に登り、峰頂院・寶林寺(唐の白居易が遊んだ舊・大林寺)などを経て下り、錦繡谷・石門(澗)を通り、西南端の(圓通)崇勝禪院(北宋期、山北第一の大伽藍・圓通寺)・廣福院に至る。

探訪の順序に従って、

由禪智五里、至大中祥符觀。舊名太一觀。

(禪智(院)由り五里にして、大中祥符觀に至る。舊名は太一觀。)

由廣澤下山至太平興國寺七里。

(廣澤(院)由り山を下りて太平興國寺に至るに七里なり。)

など、ルートと距離を記し、對象の寺觀や名所舊跡の來歴・變遷・景趣等を記述する。時には關連する詩文も引かれる。敘山北篇に言及される佛寺・僧居(寺・院・庵・巖)の數は五五、道觀は二つである(敘山南篇の末尾に據る)。なかでも慧遠の東林寺に關する記載の分量は、單獨で敘山北篇の五分の二弱を占める詳細さである。これは、東林寺が廬山文化發祥の中心であることを暗示してしよう。

是寺也、最爲廬山之古刹。自唐開元・元和以來、迄于保大・

顯德間、文士碑志、遊人歌詠・題名、班班有存者。今著其目

于後篇。

(是の寺や、最も廬山の古刹たり。唐の開元・元和より以來、〔南唐の〕保大・〔後周の〕顯德の間に迄るまで、文士の碑志、

遊人の歌詠・題名、班班として存する者有り。今 其の目を後篇〔古碑目篇第七・古人題名篇第八等〕に著わす。) という。

○「敘山南篇」(山南を敘ぶる篇)：山南とは南康軍の管轄下にある廬山の南麓面を指し、敘山北篇と同じ方式で、寺觀や名所舊跡の來歴・變遷・景趣等を記述する。西南麓にある康王谷の景德觀・龍泉院・水簾などを記した後、南下し、淨慧禪院(舊・黃龍靈湯院)・謝康樂(謝靈運)經臺・陶令(陶淵明)醉石・承天歸宗禪寺(東晉の王羲之が梵僧佛陀耶舍のために創建。北宋期、山南第一の大伽藍となり、唐の禪僧・馬祖道一の弟子、智常(赤眼歸宗)が住して禪風を振るう。)などを經て、北東へと向かい、祥符觀(南朝・齊の道士宋文超建立)・太虛簡寂觀(南朝宋の陸修靜の故居)・開先禪院(南唐中主の元宗(李璟)の書堂、即位後、佛寺となる)・萬杉院・棲賢禪院(唐の江州刺史・李渤が移轉し、智常が春夏の期間住した。)などを經て、白鹿洞(李渤の讀書處で、南唐時、學館となる)・承天觀(舊・白鶴觀)・楞伽院(李氏(李常)山房の所在地)に到る。さらに東北の證寂院・慧日禪院などを經て、西南の延眞觀(舊・昭德觀、唐の女道士李騰空(宰相李林甫の娘)創立)・尋眞沖虛觀(唐の女道士蔡尋眞が住む)などに赴く。この後、南康軍城(星子縣城、現・九江市廬山市(舊・星子縣))を起點に、東庵院(湖中の)落星寺・明心院などをめぐる。時には關連する詩文も引かれる。

敍山南篇に言及される佛寺・僧居（寺・院・庵・巖・蘭若）の数は九三、道観は九つである（敍山南篇の末尾に據る）。特に（太虚）簡寂觀の條では、

是觀也、頗存陳・隋至唐已來人題詠。

（是の觀や、頗る陳・隋より唐に至る已來の人の題詠を存す。）と指摘する。

○「山行易覽篇」：山北・山南を含めた廬山域内にある寺觀や名所等を、要領よく遊覽するための道順、および方角と距離に的を絞って記述した、「簡便な山歩き遊覽案内」である。篇名中の「覽易し」とは、前二篇（敍山北篇・敍山南篇）に見える各寺觀や名所舊跡に對する解説部分を全て省略したことを表していよう。具體的には、

江州出德化門五里、至延壽院。延壽院五里、至石塘橋周郎中漣溪。漣溪東南十里、至寶嚴禪院。西南十里、至祥符觀。寶嚴禪院之南三里、又有雲慶庵。

（江州より德化門を出でて五里、延壽院に至る。延壽院より五里にして、石塘橋の周郎中漣溪に至る。漣溪の東南十里、寶嚴禪院に至る。西南十里、祥符觀に至る。寶嚴禪院の南三里、又た雲慶庵有り。）

のごとく記される。

本篇は、このように前一篇（敍山北篇・敍山南篇）中に記された寺觀・名所等の道筋・方角・距離の部分だけを抽出したも

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）

のであるが、場所を示す方角等の表記に少し異同があり、敍述の順序もわずかながら相違する。本篇をあえて獨立させたのは、主要な寺觀・名所等の位置をおおまかに描いた「簡便な廬山遊覽ルート圖」（李常の序にいう「俯視之圖」）の作成とともに、有用な遊覽ガイドブックをめざす撰者・陳舜俞の意圖を反映していよう。實際、北宋の蘇軾・馬玘らは、本書を遊覽ガイドブックとして利用した。

○「十八賢傳篇」：本篇の小序に、

廬山豈獨水石能冠天下。由代有高賢隱居以傳。

（廬山は、豈に獨り水石 能く天下に冠たるのみならんや。代よ高賢有りて隱居するに由りて以て傳う。）

という。この認識の下に、表現が淺薄で誤謬の多い東林寺舊藏、撰者未詳の『十八賢傳』（東林十八高賢傳・蓮社高賢傳⁽¹⁰⁾）を、晉・宋の史書や『高僧傳』等を参照・校正した後に収録する。白蓮社（念佛の結社）の社主慧遠、彭城の劉遺民、豫章の雷次宗、雁門の周續之、南陽の宗炳・張野・張詮、西林寺の慧永（覺寂大師）、東林寺の道生（普濟大師）、釋慧持、鬪賓の佛駄耶舎・佛駄跋陀羅、釋慧叡、釋曇順、釋曇恆、釋道員、釋道敬、釋曇詵、合わせて一八人の簡略な傳記である。本篇小序の、

予既作山記。乃因舊本、參質晉宋史及高僧傳、粗加刊正。

（予 既に山記を作る。乃ち舊本に因り、晉宋の史及び高僧傳を參質し、粗ぼ刊正を加う。）

によれば、『廬山記』を作り終えた後に、追加補充した篇である。これは、『十八賢傳』が廬山の文化を理解するうえで必須の文獻である、と判断した結果であろう。

○「古人留題篇」：廬山に關わる唐五代以前の人、あわせて四人（聯句の作者八人を含まない）の一〇〇首の詩を収録し、搜集の勞苦を物語る斷篇も含まれている。本篇の小序には、

廬山、古今人留題多矣。清言麗句、既落人口、山翁野老、相傳不絕。雖深崑窮谷、人跡罕至、人之相去、復數百歲、因其詞想其風、有若履烏竝遊、几案親相與言焉。夫文章之可傳也如此、其可忽諸。故晉宋諸賢山中詩、往往有可見者。

（廬山には、古今の人の留題多し。清言麗句、既に人の口に落ち、山翁・野老、相い傳えて絶えず。深崑・窮谷、人跡至ること罕に、人の相い去ること、復た數百歲なりと雖も、其の詞に因りて其の風を想えば、履烏竝び遊んで、几案親しく相い與に言うがごとくなる有り。夫れ文章の傳うべきや、此くの如し。其れ諸を忽せにすべけんや。故に晉・宋の諸賢の山中の詩、往往にして見るべき者有り。）

云々という。東晉の慧遠「遊廬山」詩と劉遺民・張野らの奉和詩以下、南朝宋の謝靈運・鮑照、梁の江淹・劉孝綽、梁・陳の張正見・劉刪など、六朝期は詩人一〇人、一四首の詩を收める。鮑照の作（望石門）を謝靈運の作に誤るほか、謝靈運が現・浙江省にある石門山に登って作った「登石門最高頂」詩を、廬

山での作と見なして誤收する（謝靈運詩の一部は敝山北篇にも引かれる）。

唐五代詩は、初唐の崔融に始まり、盛唐の孟浩然・李白、中唐の顏真卿・韋應物・韓愈・白居易・徐凝・靈澈・張祜、晚唐・五代の秦韜玉・曹汾・貫休・齊己・沈彬・江爲・孟賓于・修睦ら、あわせて三一人（題東林寺聯句）の、徐知證以下の作者八人を含まない）、八六首（聯句一首を含む）の詩を收める。所收詩の多い人は、白居易が二二首、ついで李白が七首、韋應物・詩僧貫休・詩僧齊己が五首、詩僧靈澈・沈彬・詩僧修睦が四首となり、廬山を愛して香爐峰下に草堂を築いた白居易の詩が壓倒的に多い。「予自右轄出鎮鍾陵……」（予 右轄（尙書右丞）より出でて鍾陵を鎮す……）詩の作者・裴休は裴坦の誤り、「未だ全篇を見ず」と注される顏真卿の「栗里」詩は、撰者の推測による假の題（題擬）であろう。『全唐詩』卷一五二には「詠陶淵明」と題する。詩人の排列は基本的に生存年代順らしいが、唐代の後半から五代の間は、かなりルーズになる。また中唐の姚係「五老峰大明觀贈隱者」（五老峰の大明觀にて隱者に贈る）詩の五老峰は、姚係の經歷（河中府（現・山西省永濟市蒲州鎮付近）に移住）を考えれば、河中府永樂縣の東北にあった五老山（『元和郡縣圖志』卷二二）を指す可能性が高い。

○古碑目篇：本篇の小序に、廬山、自晉宋齊梁陳隋唐至本朝、幾八百年。其間廢興盛衰、

皆有記述、歲月浸久、往往亡失。若殷仲堪作遠公碑、天祐間、猶見於貫休之詩、今無復遺漫矣。

(廬山は、晉・宋・齊・梁・陳・隋・唐より本朝に至るまで、幾んど八百年。其の間の廢興・盛衰、皆な記述有るも、歲月浸く久しくして、往往亡失す。殷仲堪(東晉の人)の作れる「遠公の碑」のごときは、天祐(唐末の九〇四〜九〇七)の間、猶お貫休の詩(本書「古人留題篇」に收める貫休「題東林寺四首」其一に見える句「殷仲堪碑雨滴穿」へ殷仲堪の碑 雨滴り穿つ)に見ゆるも、今復た遺漫(遺存)する無し。)

として、太平觀・太一觀・東林寺・西林寺・簡寂觀の五寺觀に傳存する、五代以前の人の作った碑志目錄四六條(小序には「凡て四十一」とする)を收めて、碑名・撰者・書者・立碑年月を記録する。太平觀は「使者靈廟碑」以下の四條、太一觀は「真人廟記」以下の二條、東林寺は「慧遠法師碑銘」(謝靈運撰、張野序、無立石年月)以下の二八條、西林寺は「西林寺道場碑文」以下の二條、簡寂觀は「廬山簡寂觀之碑」(沈旋作、梁天監十四年十一月立)以下の一〇條となり、東林寺だけで全體の六割を占めている。ただし、碑文は文字繁多のため未収録である⁽¹⁴⁾。

一例をあげれば、「東林寺碑并序」に、

前陳州刺史江夏李邕撰并書。開元十九年七月十五日建。洪州刺史裴休題云、「覽北海之詞翰、想見風彩」。

北宋の陳舜俞撰「廬山記」の誕生とその構成をめぐって(植木)

(前の陳州刺史・江夏の李邕^よ撰し並びに書す。開元十九年(七三二)七月十五日に建つ。洪州刺史・裴休題して云う、「北海(北海太守となつた李邕)の詞翰を覽て、風彩を想見す。」と)

とある。徐鉉、徐鉉、顏真卿、張又新、許堯佐、李肇、劉軻、白居易、柳公權、苗紳、歐陽詢、吳筠、李德裕、馮延巳などの名が見える。

○古人題名篇：本篇の小序に、

予遊東林、頗愛屋間有唐以來人題名。寺僧因爲予言、「往歲屋室遷改、方板數百、文字昏闇、堆積閑處、不復愛惜。凡此者、幸而未至於投削耳」。嗟乎、昔人嘆、「賢達勝士、登山遠望者多矣。皆湮滅無聞」。此幾是乎。今得永泰已來、顏魯公已下、十有七人題名可見者、著之以備亡失云。

(予 東林(寺)に遊び、屋間に唐以來の人の題名有るを、頗る愛す。寺僧因りて予の爲に言う、「往歲 屋室遷改し、方板數百、文字昏闇し、閑處に堆積して、復た愛惜せず。凡そ此の者は、幸いにして未だ投削に至らざるのみ」と。嗟乎、昔人嘆ずらく、「賢達・勝士、山に登り遠望する者多し。皆な湮滅して聞こゆる無し」と。此れ是れに幾きか。今 永泰(唐・代宗の年號、七六五〜七六六)已來、顏魯公(顏真卿)已下の、十有七人の題名の見るべき者を得て、之を著して以て亡失に備うと云う。)

とある。

題名とは、名所を遊覽した記念のために、日付と姓名を入れて書きつけた文章を指し、時には訪問の経緯、訪問時の行動や感懐なども記される。東林寺・西林寺・開先禪院に傳存する、唐・五代一七人の題名を記録する。唐・顏真卿の東林寺・西林寺の題名のうち、後者の西林寺題名には、こうある。

唐永泰丙午歲、眞卿以疎拙貶佐吉州。夏六月癸亥、與殷亮・韋柏〔桓〕尼・賈鑑・楊鸞、憩于西林寺。有法眞律師、深究清淨毘尼之學。卽律祖師志恩之上足、余内弟正義之阿闍梨也。緬懷遠現二公之遺烈、導余躋重閣、示余以張僧繇畫盧舍那佛像、泊梁武帝蹙線繡鉢袋。因寓題歐陽公所撰永公碑陰。魯公顏眞卿題。〔原注：刻石在西林寺永禪師碑上〕

〔唐の永泰丙午の歲（永泰二年（七六六））、眞卿 疎拙を以て貶せられて吉州（現・江西省吉安市）に佐（司馬）たり。夏六月癸亥、殷亮・韋柏〔桓〕尼・賈鑑・楊鸞と與に、西林寺に憩う。法眞律師有り、深く清淨毘尼〔律〕の學を究む。卽ち律の祖師志恩の上足にして、余の内弟 正義（東林寺に住む律師）の阿闍梨なり。緬かに〔慧〕遠・〔曇〕現二公の遺烈を懷い、余を導いて重閣に躋らしめ、余に示すに張僧繇〔梁代の畫家〕の畫ける盧舍那佛像、泊び梁の武帝の蹙線繡の鉢袋を以てす。因りて歐陽公（歐陽詢）の撰する所の永公（慧永）の碑陰に寓題す。魯公顏眞卿題す。〕〔原注：刻石は西林寺の永禪師の碑上

に在り）

四、『廬山記』編撰の獨自性

北宋の神宗・熙寧五年（一〇七二）の後半期に成る陳舜愈撰『廬山記』五卷八篇は、このように體系的に構成されており、「體例之明、考據之精、内容之實」によって山志の基礎を築いた、と評される（徐效鋼『廬山典籍史』第二章第三節）。

しかし、その編撰の獨自性は、早くも詩跡に對する視點・まなざしが明瞭に存在することであり、廬山が多くての美しい詩で彩られた名どころであることを例證した、畫期的な地志であると評すべきであろう。「古人留題篇」の項目を設けて、唐五代以前四一人、一〇〇首の廬山詩を収録したのは、この端的な表れであり、さらに「絛山北篇」「絛山南篇」内にも詩歌が引かれ、作詩された場所に注意を拂う。これは南宋期に多く出現する、當地關連の詩歌を引用・収録する地志の先驅的存在として位置づけることもできよう。さらに碑刻や題名にも深い關心を抱いて収録し、廬山を豊かな歴史と文化に包まれた土地、として捉える視點も看過できない特徴である。

【注】

（1） 凌左義「中國山水文學的搖籃——廬山詩文略說」（『文史知識』中華書局、一九九二年第九期）によれば、遼欽立『先

秦漢魏晉南北朝詩』に收める、廬山とその周辺の山水を描寫した詩は二二首で、五岳（衡山は五首、泰山は三首、高山・恆山・華山は○首）にまさる。『全唐詩』に收める、廬山の詩は約一八〇首。さらに、宋代詩人の吟詠が最も多いのは廬山の山水で、清の毛德琦『廬山志』に收める、宋代の廬山詩文の作者は王禹偁以下七一人、清の吳之振等編『宋詩鈔』（全二七八〇首收録）には、廬山の山水を詠む詩が九二首、杭州の西湖や南京の鍾山を詠む詩よりも多い、と指摘する。

(2) 民國・吳宗慈編輯『廬山詩文金石廣存』（胡迎建・宗九奇校補、江西人民出版社、一九九六年）に收める胡迎建「廬山詩文金石概述」によれば、吳宗慈編撰『廬山志』は歴代（東晉から清・近代）の詩文・金石搜輯の規模が最も大きく、一二〇餘篇の文、二〇〇〇餘篇の詩等を収めている。

(3) 長澤規矩也「國立公文書館内閣文庫所藏 宋刊本廬山記」
 『長澤規矩也著作集』第十卷 漢籍解題二、汲古書院、一九八七年）には、「この本は、本文中、「桓」字を「犯淵聖御名」（卷三、第八葉表には「犯／淵聖御諱」に作る：引用者注）に作っているので、徽宗生存中の南宋初年刊本であることがわかる。ただし、本書の第一刊本であろう。」という。淵聖は、建炎元年（一一二七）五月、南京應天府で即位した南宋初の皇帝・高宗（趙構、北宋最後の皇帝・欽宗趙桓の弟。二人はいずれも徽宗の子）が、金軍に拉致されている兄の欽宗に上った尊號「孝慈淵聖皇帝」のことであった。

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）

る。欽宗の死は紹興三二年（一一六二）（『宋史』卷二三、欽宗本紀）。解題中の「徽宗」は欽宗の誤りであろう。澤崎久和「内閣本『廬山記』所收詩の本文及びその校異と問題點」（『福井大學教育學部紀要』第一部 人文科學（國語學・國文學・中國學編）、第四八號、一九九七年所收）には、この「犯淵聖御諱」に對して、「吉石本（景成實堂宋槧高山寺本『廬山記』。羅振玉『吉石盒叢書二集』所收。序と卷一・四・五は補寫：引用者注）の當該箇所では「桓」（最後の一書を缺く）一字を記して前後の文字の大小・字間がそろっているのに對して、内閣本では「犯淵聖御諱」の五字を入れるためにこの下に續く「伊日遠」三字（「伊日」二字の誤り：引用者注）が小さく壓縮されている。「犯淵聖御諱」五字は「桓」字を削った後へ嵌入したものと見られる。そうすると、内閣本と吉石本の卷二と卷三とは同版でありつつも内閣本の方がわずかに手を加えた後刷ということになる。」と指摘する。南宋初、内閣本を刊行した人の名は未詳である。（刊記を缺く）

(4) 陳舜俞の生没年は、曹棗莊・吳洪澤『宋代文學編年史』（鳳凰出版社、二〇一〇年）の天聖四年（一〇二六）、熙寧九年（一〇七六）の兩條參照。村上哲見「六客詞本事考」（『宋詞研究—唐五代北宋篇』（創文社、一九七六年）所收）の注にも、蘇軾の「祭陳令舉文」に基づいて、陳舜俞は熙寧九年（一〇七六）没とする。

(5) 「公平地説、『廬山記』的著作權首先應該是劉渙的。」

- (6) 國譯一切經和漢撰述部、史傳部十七（昭和十五年（一九四〇）初版、いま平成二年（一九九〇）改訂二刷發行、大東出版社に據る。）所收。
- (7) 村上哲見『宋詞研究―唐五代北宋篇』（創文社、一九七六年）所收。村上論文は、この時の盛宴に關して、六人（六客）は、まず湖州の碧瀾堂（湖州の子城の南一百歩、雪溪の西岸）に集まり、舟上に席を移して雪溪に浮かび、そのまま吳江縣（現・蘇州市吳江區（舊・吳江市））に至り、松江（吳淞江）にかかる橋上の垂虹亭に上がった、と推測する。張先を除く五人は、みな王安石の政治改革に反對した人々であった。孔凡禮『蘇軾年譜』（中華書局、一九九八年）卷一三、熙寧七年（一〇七四）九月の條も參照。
- (8) 李常との交遊を示す陳舜俞の詩に、「湖州李使君聞予遊、寄書云爲我一謝清絕」（『都官集』卷二二、『全宋詩』卷四〇二）には「予遊」を「予遊廬山」に作る、「以橋贈湖州李公擇」（『都官集』卷一三）、「贈湖州使君李公擇」（『都官集』卷一一）などが傳わる。
- (9) 本書冒頭の「廬山記目錄」には「古今留題篇」とするが、卷四の内題には「古人留題篇」に作る。唐五代以前の詩のみを収めて、撰者の生きる北宋期の詩は流傳が斷たれる心配がないとして収めなかったことを考えれば、「古人留題篇」の方が穩當であらう。
- (10) 岩間湛良による訓讀本『廬山記』（國譯一切經和漢撰述部、史傳部十七所收）の脚注による。「唐時代に廬山の地方でできた書」（塚本善隆「中國初期佛教史上における慧遠」（木村英一編『慧遠研究―研究篇』創文社、一九六二年所收）ともされる。
- (11) 謝靈運が故郷の始寧（浙江省上虞市）の墅に退隱していた時の作。石門は山名、浙江省嵊縣の西北にあった。顧紹柏『謝靈運集校注』（中州古籍出版社、一九八七年）など參照。一説に永嘉の石門山ともする。
- (12) 澤崎久和「内閣本『廬山記』所收詩の本文及びその校異と問題點」（前掲）には、『廬山記』に收める詩題と、六朝・唐代の代表的な總集類所收の詩題との異同についても言及し、基礎的な情報を提供する。
- (13) 陳貽燾主編『增訂注釋全唐詩』（文化藝術出版社、二〇〇一年、第二冊）卷二四二（宋尙齋注）參照。傅璇琮主編『唐才子傳校箋』（中華書局、一九八九年、第二冊）卷五、姚係の條（吳汝煜・胡可先）も、五老峰を河中府永樂縣の五老山と見なす。他方、『唐才子傳校箋』第五冊・補正（中華書局、一九九五年）姚係の條（陳尙君執筆）は、陳舜俞自ら廬山で搜し集めて編成した『廬山記』卷四に収めているため、姚係詩の五老峰は著名な廬山の五老峰であるとするが、謝靈運詩の誤收例等もあって、確實ではない。ちなみに佛寺・僧居一四八、道觀一一の名を載せる『廬山記』中に、大明觀の名は見えない。
- (14) 未收録の碑文の文字を収録した北宋の馬玘『廬山續記』四卷が出現した。南宋・王象之『輿地紀勝』卷二五、南康

軍、碑記、廬山續記の條に、「紹聖中、太守馬玘因訪廬山諸寺創始之跡、出陳舜俞令舉『廬山記』以閱之、且謂令舉書止述記者之姓字、而不記其所述之文。因取碑碣凡令舉所不載者、名曰廬山續記。」とある。紹聖は北宋・哲宗の年號（一〇九四～一〇九八）。南宋の陳振孫『直齋書錄解題』卷八、地理類、續廬山記四卷の條にも、「南康守廣陵馬玘、錄山中碑記之文、以續前錄（陳舜俞『廬山記』五卷）。」という。しかしこの馬玘『廬山續記』は、すでに失われた。

(15) 「昔人」とは、西晉の羊祜をいう。『晉書』卷三四、羊祜傳に、「祜樂山水。每風景、必造峴山、置酒言詠、終日不倦。嘗慨然歎息、顧謂從事中郎鄒湛等、曰『自有宇宙、便有此山。由來賢達勝士、登此遠望、如我與卿者多矣。皆湮滅無聞、使人悲傷。如百歲後有知、魂魄猶應登此也。』」とある。

(16) 平岡武夫『唐代の曆』（唐代研究のしおり、第一、同朋舎出版、一九八五年）によれば、永泰二年丙午の夏六月には、「癸亥」の日はない。夏五月癸亥（九日）の誤りか。ちなみに、顔真卿の東林寺題名（『廬山記』古人題名篇には、西林寺題名の前に収める）中に見える「夏六月壬戌」も、夏五月壬戌（八日）の誤りらしい。

(17) 本書の「古碑目篇」に著録する「西林寺道場碑文」の條には、「大隋國太常博士、渤海歐陽詢撰。…永泰丙午歲、顔真卿題其碑額、凡一百二十字。碑陰有大中十年五人題名」とあり、碑陰ではなく、碑額に題されたとする。

北宋の陳舜俞撰『廬山記』の誕生とその構成をめぐって（植木）